球磨川漁協の定款変更には総代会決議が必要　　 2020.11.25 熊本一規

　球磨川漁協11月30日臨時総会において定款及び規約の変更が議案とされている。

　しかし、球磨川漁協には総代会が設けられており、従来は、総会決議に先立って総代会決議が挙げられるのが常であった。

　定款及び規約の変更は、総代会に諮る必要はないのか、以下、検討する。

**１. なぜ総代会が設けられているのか**

 漁協の意思決定は、通常は、総会決議によってなされるが、組合員数の多い漁協の場合、総会決議に代わって総代会決議によってなされることが少なくない。

　なぜ、総代会が設けられるか。その理由は、『水産業協同組合法の解説』によれば、要旨、次のように説明されている。

　組合の民主的運営の確保という観点からすれば、組合員の意思を直接表明する総会にお

いて組合の方針を定めるのが望ましいが、組合の地区が広範な組合や遠洋漁船員が多数

いる組合等では総会の開催が物理的、経済的に困難である場合もあり、また、総代会のほ

うが実質的な討議を確保しやすい場合もあることから、総会に代わるべきものとして総代会を

設けたものである。

**２．定款の変更は総会でも総代会でも議決事項とされている**

「定款の変更」は、水産業協同組合法（以下、「水協法」）第48条で総会の議決事項とされている。とともに、第52条第6項で「総代会には、総会に関する規定を準用する」とされていることから、総代会の議決事項ともされている。漁協定款においても、全く同様に総会でも総代会でも議決事項とされている。

　では、総代会が設けられている漁協において、「定款の変更」は、まずは総代会に諮る必要があるのか、それとも総会に直接諮れるのか。

**３．「総会の専属事項」以外の事項は総代会が権限を持つ**

総代会について水協法第52条第1項は次のように規定している。

　 組合員の総数が二百人を超える組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき

総代会を設けることができる。

　すなわち、定款で総代会が設けられている組合では、総代会が「総会に代わるべき」ものになるのである。

　第52条について、『水産業協同組合法の解説』には、次のように解説されている。

総代会とは、一定の事項について総会に代わるべき権限を与えられた組合の意思決定

機関である…。

　　しかし、総代会を設置した場合も、総会は必置機関としてあるのであり、総代会に討議で

きない事項については総会に討議しなければならない。

この解説から、次の①、②がわかる。

　①一定の事項（総代会で討議できる事項）については、総代会が総会に代わって権

限を与えられている。

　②総代会で討議できない事項については、総会で討議しなければならない。

　総代会で討議できない事項のことを「総会の専属事項」という。[[1]](#footnote-1)

「総会の専属事項」という概念を用いれば、「総会の専属事項」以外の事項については総代会が権限を持ち、「総会の専属事項」については総会が権限を持つ。

したがって、「定款の変更」が「総会の専属事項」でなければ、総代会に諮って総代会決議を得なければならず、「総会の専属事項」であれば、総代会に諮ることはできず、総会に諮り、総会決議を得なければならない。

**４．球磨川漁協では「定款の変更」に総代会決議が必要**

球磨川漁協定款第45条の4第3項は、球磨川漁協における「総会の専属事項」を次のように規定している。

　 ・役員又は総代の選挙

　 ・組合の解散若しくは合併又は事業の全部の譲渡

　 ・第2条第4号の事業の全部の譲渡

　 このように、球磨川漁協定款においては、「定款の変更」は「総会の専属事項」とされてはいない。

　したがって、球磨川漁協においては、「定款の変更」は、総代会に諮って総代会決議を得なければならず、総代会決議を経ずに11月30日総会の第1号議案としていることは、水協法にも球磨川漁協定款にも反する違法行為である。

　ちなみに、水協法第52条第9項は、総代会決議は、同決議後三カ月以内に開催された総会において覆すことが可能である旨規定しているが、同条項についての『水産業協同組合法の解説』の次の解説も、以上の私見を裏付けるものである。

「総会に代わるべき総代会」を設ける定款の規定は、その定款で総会の専属事項とされた

事項以外の事項の議決は、総代会にまかせ、本項に規定する場合以外には総会の議決を

もっても覆さないとすることが組合実情にかんがみて適当であるという考慮に基づくものと解

するのが妥当であろう。

**５．第2号議案「規約一部改正について」**

球磨川漁協11月30日総会の第2号議案「規約一部改正について」は、球磨川漁協規約第2条に「この規約の改廃は、総会または総代会の議決を経てこれを行う」と規定されていることから、適法な議案である。

**結　論**

**球磨川漁協2020年11月30日総会の議案のうち、第1号議案は水協法及び球磨川漁協定款に反する違法な議案であり、第2号議案は適法な議案である。**

**以 上**

1. 2020年11月24日、水産庁水産経営課からの聞き取りによる。 [↑](#footnote-ref-1)